

(注) 法令等の改正にともない記載内容が変更となる場合があります。

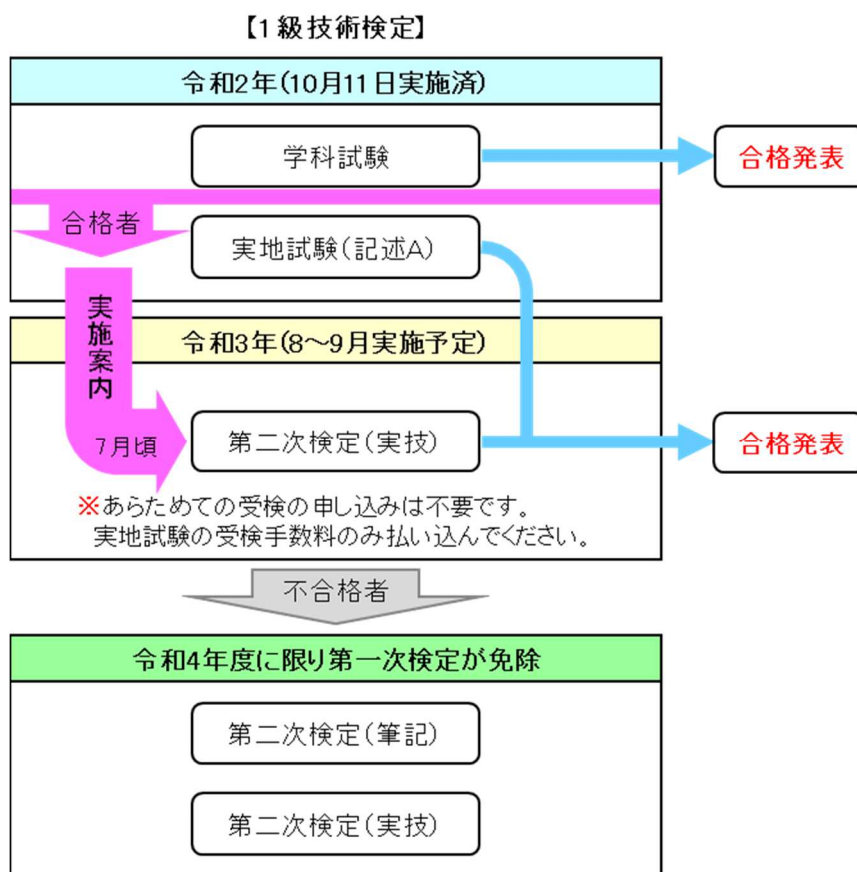
令和 3 年 1 月 8 日

制度改正にともなう令和 2 年度までの学科試験の合格者について(お知らせ) (種目を建設機械施工管理とするもの 《～令和 3 年度以降～》)

1. 《1 級技術検定》

令和 2 年度の学科試験の合格者については、令和 3 年度の実技試験(以下「第二次検定(実技)」といいます。)の実施案内を 7 月にお送りする予定です。実施案内に同封された受検手数料の払込票により、実地試験の受検手数料を期限までに払い込んでください。

令和 2 年度に学科試験とともに行った実地試験(記述A)と第二次検定(実技)により合否を判定し、その結果を令和 3 年度の第二次検定の合否発表と同日に公表し、合否通知を発送します。

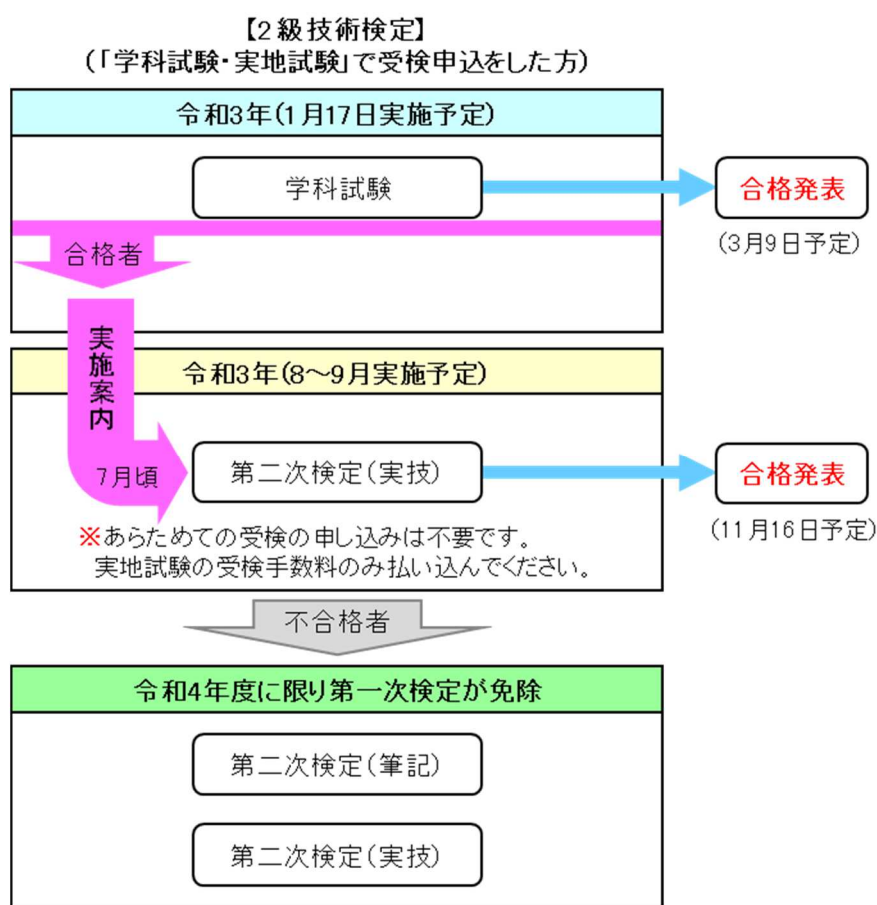


この試験の合格者は、制度改正後の第二次検定の合格者と同じ称号と処遇になります。また、この試験で不合格となった場合は、令和 4 年度に限り第一次検定が免除となり、第二次検定から受検できます。

2. 《2 級技術検定(令和 2 年度の学科試験合格者)》

令和 2 年度の学科試験の合格者のうち、「学科試験・実地試験」で受検申込をした方については、令和 3 年度の実地試験(以下「第二次検定(実技)」といいます。)の実施案内を 7 月にお送りする予定です。実施案内に同封された受検手数料の払込票により、実地試験の受検手数料を期限までに払い込んでください。

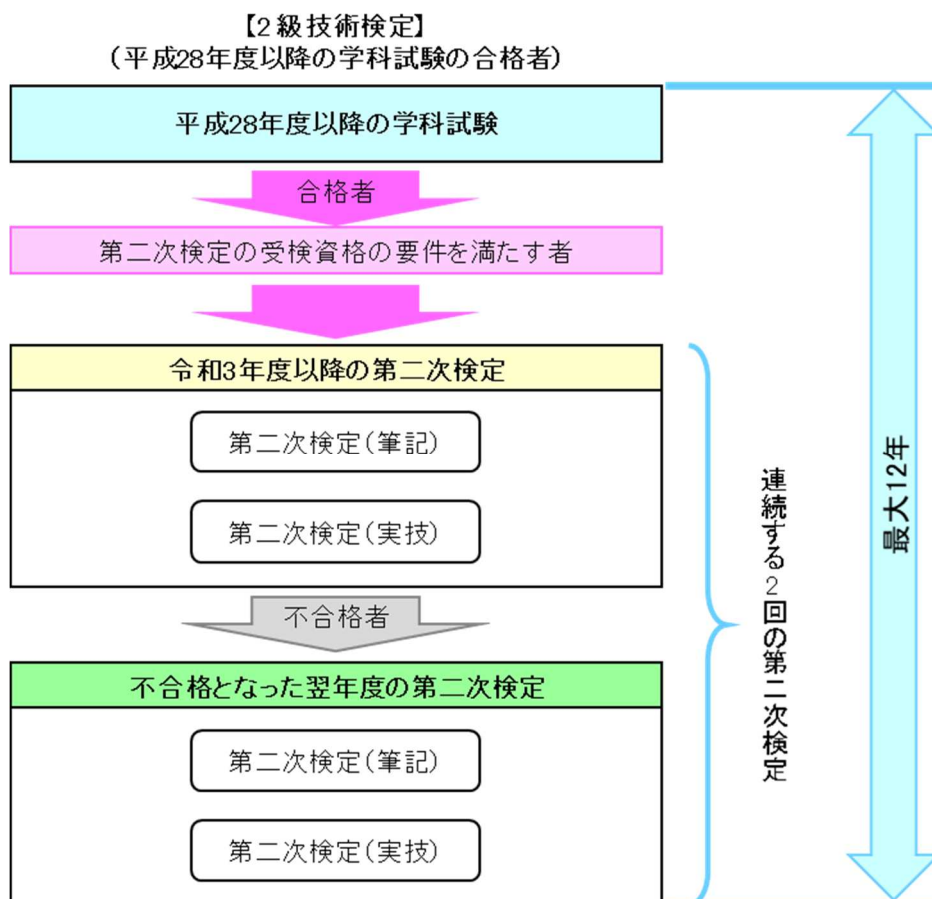
(注) 「学科試験のみ」で受検申込をした方は、次頁の「3. 《2 級技術検定(平成 28 年度以降の学科試験合格者)》」を参照してください。



この試験の合格者は、制度改正後の第二次検定の合格者と同じ称号と処遇になります。また、この試験で不合格となった場合は、令和 4 年度に限り第一次検定が免除となり、第二次検定から受検できます。

3. 《2級技術検定(平成28年度以降の学科試験合格者)》

平成28年度以降の学科試験の合格者のうち、令和2年度までに実地試験を受検していない方は、学科試験に合格した年度を含め12年間に連続して行われる2回の第二次検定について、第一次検定の免除を受けて第二次検定から受検できます。



(注) 令和2年度に学科試験免除者として「実地試験(1回目)」を受検し不合格となった方は、令和3年度に限り第一次検定の免除を受けて第二次検定から受検できます。

上記以外の方については、令和3年度以降に第一次検定から受検してください